

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	森之宮工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	23,782,500	平成23年4月11日	—	契約の性質または目的による場合	
2	西淀工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	38,115,000	平成23年4月11日	—	契約の性質または目的による場合	
3	降雨量観測装置修繕	09D:機械器具設置工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	6,930,000	平成23年4月12日	—	契約の性質または目的による場合	
4	住之江工場取水設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)電業社機械製作所	71,925,000	平成23年4月18日	—	契約の性質または目的による場合	
5	住之江工場有害ガス処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	倉敷紡績(株)	11,526,900	平成23年4月18日	—	契約の性質または目的による場合	
6	舞洲スラッジセンター1号汚泥溶融炉修復工事	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械(株)	28,875,000	平成23年4月21日	—	契約の性質または目的による場合	
7	舞洲工場クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)福島製作所	7,528,500	平成23年4月22日	—	契約の性質または目的による場合	
8	耐震性貯水槽(城北公園600mm外1箇所)緊急遮断弁修繕工事	09B:上下水道施設工事	水道局	前澤工業(株)	12,747,000	平成23年4月26日	—	契約の性質または目的による場合	
9	住之江工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	220,500,000	平成23年4月26日	—	契約の性質または目的による場合	
10	高速電気軌道第7号線門真南停留場可動式ホーム柵製作据付工事	04:電気工事	交通局	三菱電機(株)	61,425,000	平成23年5月9日	—	入札に付することが不利な場合	
11	柴島浄水場水質計器点検整備修繕(その2)外	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	10,080,000	平成23年5月9日	—	契約の性質または目的による場合	
12	舞洲工場クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士ホイスト工業(株)	8,400,000	平成23年5月11日	—	契約の性質または目的による場合	
13	平野下水処理場遠心脱水機操作盤修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	12,966,450	平成23年5月13日	—	契約の性質または目的による場合	
14	舞洲工場焼却・破碎設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	257,460,000	平成23年5月16日	—	契約の性質または目的による場合	
15	大正工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	7,287,000	平成23年5月20日	—	契約の性質または目的による場合	
16	市岡下水処理場電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	6,090,000	平成23年5月23日	—	契約の性質または目的による場合	
17	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	471,450,000	平成23年5月23日	—	契約の性質または目的による場合	
18	大正工場有害ガス処理設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	倉敷紡績(株)	3,746,400	平成23年5月26日	—	契約の性質または目的による場合	
19	平野下水処理場東池No.2沈澄池汚泥かき寄せ機用減速機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	7,770,000	平成23年5月27日	—	契約の性質または目的による場合	

20	大阪市中央卸売市場本場冷蔵庫棟2階CR-32冷凍機圧縮機補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	日立プラント建設サービス(株)	2,289,000	平成23年6月1日	—	契約の性質または目的による場合
21	森之宮工場クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	中央卸売市場	(株)昭和起重機製作所	3,003,000	平成23年6月6日	—	契約の性質または目的による場合
22	住之江下水処理場外14か所計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	環境局	向洋電機(株)	22,680,000	平成23年6月10日	—	契約の性質または目的による場合
23	大野浚渫土砂中継基地バケットクレーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントテクノロジー	12,180,000	平成23年6月10日	—	契約の性質または目的による場合
24	柴島浄水場水質計器点検整備修繕(その3)外	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	19,950,000	平成23年6月14日	—	契約の性質または目的による場合
25	港湾監視レーダー・カメラシステム移設工事	10:電気通信工事	水道局	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	9,870,000	平成23年6月14日	—	契約の性質または目的による場合
26	千島下水処理場送泥前処理用揚砂ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	港湾局	(株)相互ポンプ製作所	4,200,000	平成23年6月15日	—	契約の性質または目的による場合
27	平野下水処理場汚泥熔融炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	日揮(株)	147,000,000	平成23年6月16日	—	契約の性質または目的による場合
28	東野田抽水所スクリーンかすスキップホイスト修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	2,341,500	平成23年6月21日	—	契約の性質または目的による場合
29	平野下水処理場東池急速ろ過池原水流量調整弁用電動開閉機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	2,520,000	平成23年6月21日	—	契約の性質または目的による場合
30	西淀工場ボイラ設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	4,725,000	平成23年6月21日	—	緊急の必要による場合
31	塚本抽水所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	10,605,000	平成23年6月24日	—	契約の性質または目的による場合
32	住之江工場誘引通風機用配電設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	66,465,000	平成23年6月24日	—	契約の性質または目的による場合
33	ATC ITM棟事務室改修防災行政無線設備工事	10:電気通信工事	都市整備局	(株)日立国際電気	18,375,000	平成23年6月24日	—	契約の性質または目的による場合
34	大野下水処理場外1か所計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	7,350,000	平成23年6月27日	—	契約の性質または目的による場合
35	柴島浄水場水質計器点検整備修繕(その5)外	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)デイケイサービス関西	3,622,500	平成23年6月27日	—	契約の性質または目的による場合
36	大阪港咲洲トンネル道路情報板設備補修工事	10:電気通信工事	港湾局	小糸工業(株)	18,900,000	平成23年6月27日	—	契約の性質または目的による場合
37	鶴見工場クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士ホイスト工業(株)	8,400,000	平成23年6月28日	—	契約の性質または目的による場合
38	鶴見工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	153,300,000	平成23年6月28日	—	契約の性質または目的による場合

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

森之宮工場焼却設備中間整備工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局森之宮工場 (電話番号06-6967-3131)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場焼却設備中間整備工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

降雨量観測装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、下水道雨水排水施設の効率的な運用を目指し、レーダ雨量計を中心とした降雨情報設備の主要機器として設置したものである。

雨水排水を適切に実施するには、降雨状況を確実に監視する必要がある設備の高い信頼性を維持するために修繕するものである。

本設備は、三菱電機 (株) が設計製作したもので、修繕にあたっては当初の設計に基づき、既設構成部品との整合を保てるよう部品の取替及び動作試験調整などを行い、設備の性能を維持させなければならない。

なお、他社に修繕を行わせるとシステム全体の性能に対する責任の一貫性が保てないため、他社に行わせることはできない。

以上のことから、本修繕ができる業者は三菱電機 (株) が建設局へ納入している降雨量観測装置のアフターサービス業務の移管者である上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 管理部 設備課 設備管理担当 (電話番号06-6615-7179)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住之江工場取水設備整備工事

### 2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

### 3 随意契約理由

当工場の取水設備は、(株) 電業社機械製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の取水設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の取水設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 電業社機械製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住之江工場有害ガス処理設備整備工事

### 2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

### 3 随意契約理由

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の有害ガス処理設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は倉敷紡績（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局住之江工場（電話番号06-6681-0035）

## 随意契約理由書

## 1. 工事名称

舞洲スラッジセンター1号汚泥溶融炉修復工事

## 2. 契約の相手方

月島機械(株)

## 3. 随意契約理由

本工事は、舞洲スラッジセンターに設置している1号汚泥溶融炉の耐火材が、想定を上回る損耗によりその残厚が減少し、運転不能となったので早急に修復するものである。

舞洲スラッジセンターは大阪市内8か所の下水処理場から発生した汚泥を受け入れ、脱水、乾燥、溶融の一連の処理を集中して行っている。施設の機能が停止すると送泥元の下水処理場の機能が麻痺し、市全体の下水処理に甚大な影響を及ぼす。

現在、舞洲スラッジセンターには溶融炉が全部で5炉設置されており、処理汚泥量から常時3炉運転を行う必要がある。

しかしながら現在、全5炉のうち5号炉は工事のため停止しており、今回1号炉も停止したため運転可能な炉は3炉しかない。この3炉についても、1号炉と同様の速度で耐火材の損耗が進むと予想されるため、間もなくスラッジセンター全体で運転可能な炉が2炉のみとなる。その場合センター全体の溶融能力が不足し、送泥元である下水処理場の運転に重大な影響を及ぼし、放流水質の基準を守れなくなる。このため1号炉の損耗した耐火材を早急に修復して当面の溶融機能を回復し、運転可能炉を3炉確保する必要がある。

本溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したものであるが、溶融炉本体については共同企業体の中でも、月島機械株式会社が設計製作及び施工したものである。溶融炉の機能を満足する耐火材の修復には、同社のみが保有する設計図面や設計の考え方が不可欠である。また耐火材についても同社が独自に開発したものである。

以上のことから、本工事ができる業者は月島機械(株)のみである。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号: 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

### 2 契約の相手方

(株) 福島製作所

### 3 随意契約理由

当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のクレーンバケットを設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、クレーンバケットの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 福島製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 耐震性貯水槽（城北公園 600mm 外 1 箇所）緊急遮断弁修繕工事
- 2 契約の相手方  
前澤工業（株）
- 3 随意契約理由  
本工事は、城北公園並びに九条東小学校に設置している耐震性貯水槽の緊急遮断弁で確認されている不具合について、それぞれの緊急遮断弁並びに分流通管を取替えるものです。  
当該緊急遮断弁並びに分流通管は上記業者が独自に設計・製作したもので、修繕工事には上記業者のみが保有する製作図や独自技術、その他の業者では知り得ない設計・製作基準に基づく技術を必要とするため、本修繕工事を適切に施工することができるのは前澤工業（株）のみである。
- 4 根拠法令 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号
- 5 担当部署  
水道局工務部配水課管理係（電話番号 06-6616-5577）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住之江工場焼却設備整備工事

### 2 契約相手方

(株)タクマ

### 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉やろ過式集じん設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

高速電気軌道第7号線門真南停留場可動式ホーム柵製作据付工事

## 2 契約の相手方

三菱電機（株）

## 3 随意契約理由

本工事は、高速電気軌道第7号線（長堀鶴見緑地線）門真南停留場における可動式ホーム柵（以下「ホーム柵」という。）の製作及び据付工事を行うものである。

長堀鶴見緑地線のホーム柵の導入については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に基づき、国や地方自治体（市域内は大阪市、市域外は大阪府）の補助を受け、平成22年度において門真南駅を除く16駅での設置が完了している。

ホーム柵は、ホームからの転落や列車との接触を防ぐ安全設備であり、同一仕様にて全駅分（17駅）を一括発注することが施工品質の確保の面からも望ましい。しかし、大阪府に門真南駅の補助金に係る予算確保について要望を行ってきたが、大阪府の財政的な制約があり、これまで予算化には至らず、門真南駅を除いた16駅での竣工となった。16駅分の発注後においても、門真南駅を除く16駅とできるだけ同時期（間を空けず）に設置できるよう、継続して大阪府に要望を続けたことで、平成23年度における予算措置が決定された。

門真南駅のみホーム柵が設置されていない状況は、視覚障がい者をはじめ、利用客に混乱が生じ、ホームからの転落や列車との接触の危険性が増すことが予想されることから、お客様の安全を確保するための最優先施策として、出来る限り早期にホーム柵を設置することが必要である。また、市民、各種団体や議会からも平成23年度中の早期にホーム柵の供用を開始することが求められている。

そこで、ホーム柵の製造メーカーに、契約日からホーム柵使用開始までの工程をヒアリングした結果、全てのメーカーから12か月以上必要との回答を得ており、入札を行った場合には、平成23年度内の早期にホーム柵の供用を開始できないことが分かった。

一方、上記業者と随意契約を行った場合は、既契約の製造メーカーのため、製作するホーム柵の性能と仕様が担保されるとともに、製作前打ち合わせおよび製作図面作成の大部分が省略でき、さらに製作品の動作確認等の製品検査が省略できるため、平成23年度内で早期（契約後約8か月）に門真南駅のホーム柵の供用開始が可能である。

地上に設置するホーム柵は、運転士の開扉操作により車両から制御されるため、車両と地上間で制御信号などを伝送するシステムが必要であり、長堀鶴見緑地線では、この伝送システムとして既存のATOシステム（ATO地上装置とATO車上装置で構成）を使用している。そのため、最適なホーム柵の開閉制御については、ホーム柵単体で検討するのではなく、ATOシステムを含めたトータルで検討する必要がある。

また、ホーム柵は、運転士の開閉扉操作によりレスポンス良く開閉動作する必要がある、この動作にかかる時間は列車ダイヤに大きく影響する。運転士の開閉扉操作からホーム柵の開閉扉完了までの時間は、製造メーカーの技術力に依存するため、製造メーカーが異なれば、結果として、ホーム柵の動作時間の違いにつながることになる。

一方、運転士が駆け込み乗車を発見した時には、乗客が扉に挟まれないよう速やかに再開扉操作を行う。この再開扉操作のレスポンスが悪いと乗客を挟み込み、あるいは扉に衝突するなど非常に重大な人身傷害事象を引き起こすこととなるため、レスポンス向上はホーム柵に求める最重要課題である。

長堀鶴見緑地線では、再開扉操作に対するレスポンス低下を防ぐため、ATO システムを含めた全体システムという視点から、その制御情報を中心に、当局、上記業者及び車両メーカーの間で検討を重ねてきた。その結果、上記業者が製造するホーム柵側にレスポンス向上のための特別なシーケンスを組むことで、現状において、ホーム柵設置前と比較して、レスポンスの低下をきたすことなく、最適な開閉扉動作時間と再開扉レスポンスを実現しており、ホーム柵設置による列車ダイヤへの影響や乗客の挟み込み事象も発生していない。

上記のとおり、製造メーカーの技術力の違いは可動式ホーム柵の性能に現れ、扉開閉の動作時間や再開扉操作のレスポンス等の性能は製造メーカーによって差異が生じる。

さらに、ホーム柵には著作権が関わる製造メーカーの独自仕様が存在しており、上記業者のホーム柵についても、扉開閉時に鳴動するメロディは上記業者の独自仕様である。

仮に、このような性能の違いや仕様の異なるホーム柵を同じ路線の中で統一できないと、次のような問題が危惧される。

- ①：ホーム柵の再開扉動作のレスポンスが低下した場合には、スムーズな乗降が阻害されるとともに、乗客を扉で挟み込むことにつながり、大変危険である
- ②：ホーム柵の動作時間の違いは、運転士の扉開閉操作の判断に不測の混乱を与え、ひいては定時運行や運転保安に支障をきたす。
- ③：視覚障がい者にとって、ホーム柵の扉開閉時に流れるメロディは列車乗降時に大変重要な情報であり、その音色が同じ路線の中で異なっていると、不安感を与えたり、大きな事故につながる恐れがある。

上記業者と随意契約を行った場合、これらの問題が解決されるだけでなく、

- ①：長堀鶴見緑地線のホーム柵の工事实績を有しており、営業線内工事における確実、安全、円滑かつ適切な施工が担保できる。
- ②：イニシャルコスト面においては、『1 駅だけの製作の入札』と比較した場合、経費節減を期待できる。
- ③：ホーム柵供用後の維持管理面において、交換部品や予備品などのストックが1 メーカー分で対応できるとともに、修理及び定期検査のための保守契約も一社で対応できる。こと等から、効率的な運用が図れるとともに、コスト的にもスケールメリットが図れる。

以上の理由により、本工事については、公益性、特殊性、経済的合理性の観点を踏まえ、上記業者と契約を締結するものである。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号

#### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課電気設備担当（電話番号 06-6585-6762）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場 水質計器点検整備修繕（その2）外

## 2 契約の相手方

メタウォーター(株)

## 3 随意契約理由

本修繕は、各浄水場水質計器室等に設置している原水有毒物質監視装置の保守点検を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、富士電機システムズ(株)が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕を実施するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とし、本修繕を適切に施工することができるのは富士電機システムズ(株)のみである。

なお、富士電機システムズ(株)は、平成19年4月の分社化により当該水質計器に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、さらに平成20年4月には、(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され事業継承されています。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所（電話番号 06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

### 3 随意契約理由

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のクレーン設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士ホイスト工業（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野下水処理場遠心脱水機操作盤修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場遠心脱水機操作盤は、遠心脱水機の運転に必要なインバータ装置を内蔵したものであるが、長期の使用により老朽化し回転数制御機能が低下したため、構成部品の取替えを行うものである。

本設備は三菱電機（株）が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者以外にさせることはできない。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備整備工事

### 2 契約相手方

日立造船(株)

### 3 随意契約理由

当工場の焼却・破碎設備は日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却・破碎設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備並びに破碎機などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大正工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場(電話番号 06-6553-0464)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

市岡下水処理場電気設備修繕

### 2 契約の相手方

㈱明電舎

### 3 随意契約理由

今回修繕する市岡下水処理場の電気設備は、下水処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、経年劣化により設備運転に支障をきたす恐れがあるため修繕を行うものである。

本設備は㈱明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は㈱明電舎のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

## 随意契約理由書

### 1. 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

### 2. 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

### 3. 随意契約理由：

今回、整備工事をおこなう脱水分離液処理施設は舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したものであり、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発してきたもので、両者が共同特許を有する設備であり、設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものである。施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要である。また、主要部品は共同企業体のみで製作しており、他からの調達ができない。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大正工場有害ガス処理設備中間整備工事

### 2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

### 3 随意契約理由

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の有害ガス処理設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は倉敷紡績（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局大正工場（電話番号06-6553-0464）

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場東池No. 2 沈澄池汚泥かき寄せ機用減速機修繕

2 契約の相手方

クボタ環境サービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する汚泥かき寄せ機用減速機は、沈澄池に堆積する汚泥をかき寄せる設備であるが、長時間の運転により各部の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

今回修繕する汚泥かき寄せ機用減速機は、(株)クボタが設計製作したもので、分解整備時における組立調整には製作会社独自の技術を必要とし、取替部品についても他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)クボタより保守点検整備業務を移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場冷蔵庫棟2階CR-32冷凍機圧縮機補修工事

### 2 契約の相手方

日立プラント建設サービス(株)

### 3 随意契約理由

#### (1) 業者選定理由

本工事は、冷蔵庫棟2階機械室に設置している冷凍機の圧縮機の機能保全のために補修及び調整並びに部品交換するものである。

本設備はすべて、(株)日立プラントテクノロジー（当時は日立プラント建設(株)）が設計、製作、及び施工したものである。

本工事には、当該機器に関する純正部品及び構造等に関する専門的技術等が必要である。しかし、(株)日立プラントテクノロジーは、自社製品の保守及び維持管理にかかる関連工事等をおこなわず、それらの業務をすべて日立プラント建設サービス(株)に移管している。

以上のことから、日立プラント建設サービス(株)は当該設備の補修に必要な部品及び構造等に関する専門的な技術等を有しており、本工事についても市場業務に影響を及ぼすことなく実施することが可能であり、当該設備についての施工責任の一元化を図ることができる。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

森之宮工場クレーン設備整備工事

## 2 契約の相手方

(株) 昭和起重機製作所

## 3 随意契約理由

当工場のクレーン設備は、(株) 昭和起重機製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のクレーン設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 昭和起重機製作所のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局施設部森之宮工場 (電話番号06-6967-3131)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住之江下水処理場外14か所計装設備修繕

### 2 契約の相手方

向洋電機（株）

### 3 随意契約理由

今回修繕する計装設備は、住之江下水処理場、平野市町抽水所、平野下水処理場、及び南部方面管理事務所管内マンホールポンプ場（12か所）の運転監視に重要な役割を持つ計装設備であるが、長年の使用により構成部品に動作不良が生じ、日常の運転監視に支障をきたしており修繕する必要がある。

本設備は横河電機（株）が設計製作したもので、修繕に当たっては計装設備としての一貫したループ回路を熟知し、当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者以外にさせることはできない。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大野浚渫土砂中継基地バケットクレーン設備修繕

### 2 契約の相手方

(株)日立プラントテクノロジー

### 3 随意契約理由

今回、修繕するバケットクレーン設備は、大野浚渫土砂中継基地の汚砂槽及び洗砂槽に設置されており、管渠・下水処理場・抽水所で浚渫した土砂を洗浄し、洗砂ホッパへ揚砂するための設備であるが、長時間の運転により各部の損傷が著しく、運転出来なくなると浚渫土砂の受入れに支障きたすため、修繕するものである。

本設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計・製作したものであり基本的に自動運転を行っていることから、荷重試験と自動運転制御の設定を一括で施工して、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立プラントテクノロジーのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 管理部 設備課 設備管理担当 (電話番号06-6615-7174)

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案件名称

柴島浄水場 水質計器点検整備修繕（その3）外

## 2 契約の相手方

向洋電機(株)

## 3 随意契約理由

本修繕は、各浄水場に設置している水質計器の保守点検を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、横河電機(株)が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕を実施するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。なお、当該水質計器の点検整備修繕は横河電機(株)から向洋電機(株)に移管されていることから、本修繕を適切に施工することができるのは向洋電機(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所（電話番号 06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1 案件名称

港湾監視レーダー・カメラシステム移設工事

2 契約の相手方

パナソニックシステムソリューションズジャパン（株）

3 随意契約理由

本工事は、大阪港内の船舶の状況を監視し、海上交通において、船舶の安全な航行を監視する役割を果たす大阪港港湾監視レーダー・監視カメラを操作及び制御する運用卓等を大阪府咲洲庁舎40階から同44階へ移設を行うものである。

本設備は、平成13年に松下電器産業（株）が発注者の仕様を反映し、独自の技術や実績を用いて、機器設計及びシステム構築したものである。なお、製造者である松下電器産業（株）は、平成15年に当該事業の事業再編により、パナソニックSSマーケティング（株）が事業を行うこととなり、その後平成20年に、他の松下グループ会社と合併し、現在のパナソニックシステムソリューションズジャパン（株）となった。

運用卓等の移設及び移設後の試運転等を行うには、製造者独自の技術ノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない知識や技術が必要であることから、当該システムを熟知し、施工責任の一元化及び大阪港内の船舶の航行に影響を及ぼさずに施工をおこなうことができる唯一の業者であるパナソニックシステムソリューションズジャパン（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備担当（電気）（電話番号 06-6615-7814）

随意契約理由書

1 修繕名称

千島下水処理場送泥前処理用揚砂ポンプ修繕

2 契約の相手方

株式会社相互ポンプ製作所

3 随意契約理由

今回、修繕する揚砂ポンプは沈殿池汚泥を除砂設備であるサイクロンに移送するものであるが、長年の使用により摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、株式会社相互ポンプ製作所が設計製作したもので、今回、修繕を行う主軸、フレーム、メカニカルシール等の取替にあたっては、組付精度や許容値など、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。また、取替部品についても他社では製作していないため、製作会社である上記業者に随意契約方を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 工 事 名 称

平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

### 2 契約の相手方

日 揮 (株)

### 3 随意契約理由

当該下水処理場の汚泥溶融炉設備はプラントメーカーである日揮（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥溶融炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥溶融炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短期間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥溶融炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥溶融炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日揮（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場(電話番号06-6757-3309)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

東野田抽水所スクリーンかすスキップホイスト修繕

### 2 契約の相手方

三菱化工機(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、東野田抽水所スクリーンかす搬出設備として設置されているスクリーンかすスキップホイストの各部が摩耗損傷し、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)が設計・製作したものであり、バケットガイドローラ・軸等の部品取替について、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は三菱化工機(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場東池急速ろ過池原水流量調整弁用電動開閉機修繕

2 契約の相手方

西部電機（株）

3 随意契約理由

今回修繕する原水流量調整弁は、平野下水処理場の東池急速ろ過池に設置されているものであるが、電動開閉機の故障により、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

今回修繕する原水流量調整弁用電動開閉機は西部電機（株）が設計製作したものであり、修繕にあたっては、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあり、必要となる取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は西部電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場ボイラ設備緊急補修工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラ設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した(株)タクマ以外にはない。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

塚本抽水所電気設備修繕

### 2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する塚本抽水所の電気設備は、抽水所の運転に必要な設備であるが、長年の使用により老朽化し、著しく機能が低下したため、その構成部品の取替えを行い修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを委託されている東芝電機サービス(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住之江工場誘引通風機用配電設備整備工事

### 2 契約相手方

(株)タクマ

### 3 随意契約理由

当工場の誘引通風機用配電設備は(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の誘引通風機用配電設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉やろ過式集じん設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ATC ITM棟事務室改修防災行政無線設備工事

### 2 契約の相手方

(株)日立国際電気

### 3 随意契約理由

本工事は、緊急時に本庁舎、区役所、関係局などを無線で結び、災害時における通信を確保する防災行政無線設備(固定系)の移設工事を行うものである。

(株)日立国際電気は、「大阪市防災行政無線装置設備工事(平成元年4月～平成4年3月)」を請負った(株)日立製作所のもとで、無線システムの機器の製作及び据付・施工を行っている。

無線設備の移設、調整及び作動確認を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知りえない知識や技術が必要であることから、当該システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることができる唯一の業者である(株)日立国際電気と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9324)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

大野下水処理場外1か所計装設備修繕

### 2 契約の相手方

向洋電機株

### 3 随意契約理由

今回修繕する大野下水処理場外1か所の電気設備は、処理場・抽水所の運転に必要な設備であるが、長年の使用により老朽化し、著しく機能が低下したため、その構成部品の取替えを行い修繕するものである。

本設備は、横河電機株が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを委託されている向洋電機株のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

柴島浄水場 水質計器点検整備修繕（その5）外

### 2 契約の相手方

(株)デ・竹竹サービス関西

### 3 随意契約理由

本修繕は、各浄水場に設置している水質計器（UV計他）の保守点検を実施し、機能維持を図るものです。

当該水質計器は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により計器の動作確認・機能保障を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。なお、当該水質計器の点検整備修繕は東亜ディーケーケー（株）から(株)デ・竹竹サービス関西に移管されていることから、本修繕を施工することができるのは(株)デ・竹竹サービス関西のみです。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所（電話番号 06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪港咲洲トンネル道路情報板設備補修工事

2 契約の相手方

小糸工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、大阪港咲洲トンネル及び夢咲トンネル内の状況やその周辺道路における交通状況等の情報を、トンネル内及びその接続道路に配置している道路情報板に的確・迅速に表示し、走行車両の安全と交通渋滞の緩和をはかる重要な役割を担っている大阪港咲洲トンネル道路情報板設備の表示板等を取替えるものである。

本設備は、小糸工業（株）が平成9年度に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器構成や制御システム等を構築したものである。

道路情報板設備の補修を行うには、製造者独自の技術ノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない知識や技術が必要であることから、当該システムを熟知し、施工責任の一元化を行うことができる唯一の業者である小糸工業（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備担当（電気） （電話番号 06-6615-7815）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

### 3 随意契約理由

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については本設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は富士ホイスト工業（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

### 2 契約相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号06-6912-4700）